

○山梨県警察部外講師登録制度運用要領

〔平成14年2月27日
通達（教）第14号〕

第1 目的

この要領は、豊富な知識を有する民間人を部外講師として登録し、部外講師の積極的活用により警察職員の教養を図り、真に実力のある警察職員の養成に資することを目的とする。

第2 部外講師の推薦

- 1 各所属長は、部外講師として登録を要すると認められる者について、隨時、部外講師推薦書（第1号様式）により推薦するものとする。
- 2 警務部教養課長は、部外講師の登録が必要であると認められる者について、当該講師による教養を行った所属長に登録の推薦を依頼することができるものとする。

第3 部外講師の登録

本部長は、所属長の推薦があった者の中から、適任者として認めた者を部外講師登録簿（第2号様式）に登録するものとする。

第4 登録の加除修正

本部長は、警務部教養課と推薦所属の協議の結果に基づき、定期的に部外講師登録簿の加除修正を行うものとする。

第5 部外講師の依頼

所属長は、登録された部外講師を活用し教養を実施する場合は、講師の講演可能地域を勘案し、推薦所属を通じて講演を依頼するものとする。

第6 活用の把握等

警務部教養課長は、部外講師の活用状況を常に把握し、活用の活発化に努めるものとする。

第7 教養結果の報告

所属長は、登録された部外講師による教養を実施した場合には、その結果を部外講師教養実施結果報告書（第3号様式）により報告するものとする。

第8 実施期日

平成14年4月1日から実施するものとする。

様式 略